

第5章

施策展開にあたって



1 計画事業費の規模

今回の計画の見直しにあたっては、従来のように経済成長率を前提において計画事業費の規模を推計するのではなく、見直し後の計画がスタートする2000年度以降について、厳しい財政状況のもとでも重点的に取り組む必要のある、3年間の施策の重点的取組み（重点プロジェクト）の計画額を明らかにすることとしました。

重点プロジェクト以外の施策・事業も含めた、今後の県全体の財政収支見通しについては、「財政健全化の指針」*の中で、5年間の財政見通しの試算と財政健全化に向けた取組みを明らかにしています。

●計画額

<会計別>

(単位：億円)

会 計	改訂重点プロジェクト
	計 画 額 (3年間)
一般会計	1,860
特別会計	80
企業会計	260
三会計合計	2,200

(参考) 旧重点プロジェクト		
3年間 予算化 の実績	計画額 の3/5	計画額 (5年間)
2,018	2,322	3,870
57	192	320
158	306	510
2,233	2,820	4,700

<構想・課題別>

(単位：億円)

構 想・課 題	改訂重点プロジェクト	
	計 画 額 (3年間)	
県 土 構 想	京浜臨海部再編整備構想	60
	県央・湘南都市圏整備構想	260
	県西地域活性化構想	150
	水源地域総合保全整備構想	360
	都市緑化ベルト整備構想	340
	計	1,170
重 点 政 策 課 題	福祉社会の基盤づくり	300
	いきいき県民ライフの環境づくり	30
	未来を拓く人づくり	160
	環境共生・循環型都市づくり	40
	新たなニーズと人をつなぐ産業基盤づくり	150
	地域高度情報化の基盤づくり	—
	共生社会に向けての環境づくり	70
	地震災害に強い都市づくり	280
計	1,030	
合 計	2,200	

(参考) 旧重点プロジェクト		
3年間 予算化 の実績	計画額 の3/5	計画額 (5年間)
46	30	50
178	186	310
245	240	400
422	636	1,060
358	408	680
1,249	1,500	2,500
320	348	580
186	168	280
94	120	200
14	42	70
35	36	60
110	150	250
47	54	90
178	402	670
984	1,320	2,200
2,233	2,820	4,700

(注) 3年間予算化の実績は、1999年度2月現計予算までの累計です。

*「財政健全化の指針」は、県政情報センター（県庁第二分庁舎内）、県政情報コーナー（各地区行政センター、かながわ県民センター及び川崎県民センター内）でご覧いただけます。また、インターネットのホームページにも掲載しております。（http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/somu/zei_zai.htm）

問い合わせ先：神奈川県総務部財政課

2 計画の推進にあたって

次の点に留意しながら、引き続き計画の推進を図ります。

■施策の総合化・地域化

県民ニーズを的確にとらえ、行政サービスの総合化を図ります。また、施策の展開にあたっては、地域の個性や課題にそった取組みを進めるとともに、本県の特長や果たすべき役割を踏まえ、神奈川らしい取組みに努めます。

■公・共・私の役割分担

地方分権の具体化の動き、県民の社会参加活動の高まりや規制緩和等による民間の活動領域の拡大など、公・共・私の役割が変化しています。特に地域社会において、環境や福祉分野など、様々な市民活動が活発となっており、新たな社会的役割を担うようになってきています。こうしたことから、県の施策と市町村、国、企業、市民活動団体など、それぞれの役割と個性を生かした新たな連携による施策展開を図ります。

■地域の主体性の強化

計画の円滑な推進と県民、市町村、県などが主体となった地域づくりができるよう、国の政策や制度、行財政システムの見直しを働きかけていきます。

■広域課題への対応

県民の生活行動や経済活動の領域が拡大し、広域的かつ重層的になってきていることから、身近な課題については、関係する市町村が連携して取り組みます。こうした中で県は、市町村域を越えた政策課題への対応や、首都圏全体を視野において、東京、山梨、静岡、千葉など隣接都県との交流や地域政策圏の連携を重視した広域的な施策展開を図ります。

■計画の環境変化への対応

計画の実行性の確保と、県民ニーズに的確に対応するため、財政収支の見通しを立てるとともに、計画に位置づけた施策の重点的、柔軟な推進を図ります。

また、計画の推進にあたって、社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、今後ともローリングシステムを活用し、定期的な計画の見直しを行います。

■適切な事業実施手法の選択

計画策定後の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の制定・施行を踏まえ、民間の資金や経営能力、技術的能力を公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に活用していくことにより効率的かつ効果的な事業実施を図るため、PFIやリース方式など、事業ごとに最も適切な手法により、計画の推進を図ります。

なお、県立保健医療福祉大学（仮称）の整備については、PFIの導入を図ることとしており、新衛生研究所及び近代美術館新館の整備についても、PFIの導入を準備しています。

3 行政システム改革との連動

■行政システム改革への取組み

本県では、従来から、県民の信頼に応えうる、簡素で効率的な行政システムをめざし、改革に取り組んできましたが、「かながわ新総合計画21」の策定にあわせ、その着実な実行を期するとともに、財政危機の克服を図るため、1997（平成9）年5月に「3つの10%目標」を掲げた「行政システム改革推進本部取組方針」を新たに定め、短期（2年）、中期（5年）、長期（10年）の取組目標に沿って、全庁をあげて行政システム改革に取り組んでいます。

【3つの10%目標】（1997（平成9）年4月1日起点）

- ① 今後10年以内に、県債の新規発行額を税収等県が自ら確保できる財源の1割以内に抑制します。
- ② 今後10年以内に、知事部局の職員数を1割程度削減します。（当面5年間で5%削減）
- ③ 本庁組織の部・局、室・課の数を5年間で1割以上削減します。

■時代の変化に対応した行政システムの構築

計画の推進にあたっては、常に時代や県民ニーズに的確に対応できる行政システムとなるよう、県に不断の自己改革が求められます。

そこで、引き続き、職員数の削減目標をできる限り早期に達成するなど、行政システム改革の中・長期目標の達成に向けて、

- ① 行政運営の簡素・効率化
- ② 社会環境の変化や多様化する県民ニーズへの的確な対応
- ③ 地方分権の推進と公正・透明な行政運営の推進
- ④ 県民や市町村などとの効果的な連携
- ⑤ 新たな時代に対応できる人材の育成、職員の意識改革

を基本的な視点としながら、施策・事業、業務プロセス、組織・執行体制、第三セクター等の見直しに取り組み、10%目標の達成をめざすとともに、これを肉付けるものとして「財政健全化の指針」に基づき自主財源の確保や地方税財政制度改革などに取り組んでいきます。

また、今日的な観点から、県の仕事そのものを見直し、評価していくことが重要ですので、民間や国、市町村と県との役割分担の考え方にに基づき、委託・民営化など民間活力の導入や市町村への権限移譲などに取り組むとともに、施策の形成過程や事業の見直し過程において、より一層の県民参加を図りながら、行政運営の透明性と公正性の向上に努め、これらの行政システム改革の取組みと連動しながら、計画の着実な推進を図っていきます。